

飯塚市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和 7 年 3 月

飯 塚 市



はじめに

現在、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支えあいの基盤が弱まってきています。人と人とのつながりが弱まる中、「地域共生社会」の実現は、違いを受け入れ認め合うための条件づくりに取り組むことを意味します。地域共生社会という理念が出された背景にあるのは、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、既成のひとつの福祉分野だけでは解決できない問題が顕在化してきたということがあります。

具体的には、児童家庭福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、それぞれの分野のみでは対応が困難な、ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー又は虐待などの問題が挙げられます。このように社会の多様化、複雑化にともない、これまでの法制度では対応できない問題が顕在化し、新たな困難への対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

このような様々な問題を包括的に支援できる体制の整備が必要であることから、包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

本市においても、地域生活課題に対する必要な支援及び包括的な相談支援体制を構築する必要があることから、令和5年4月から重層的支援体制整備事業移行準備事業を開始し、令和7年4月からの本格実施に向け、飯塚市重層的支援体制整備事業実施計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、高齢者福祉、障がい者福祉、児童家庭福祉又は生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していきます。

令和7年3月

飯塚市長 武 井 政 一

目 次

1. 計画策定の趣旨

- (1)重層的支援体制整備事業とは P.1
- (2)事業の目的 P.2
- (3)地域福祉計画との関わり P.2
- (4)計画期間 P.2

2. 飯塚市における重層的支援体制整備事業の実施体制

- (1)包括的相談支援事業 P.4
- (2)多機関協働事業【新規】 P.6
- (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】 . . . P.7
- (4)参加支援事業【新規】 P.8
- (5)地域づくり事業 P.9
- (6)支援会議と重層的支援会議 P.11
- (7)連携体制の構築 P.13

3. 飯塚市における重層的支援体制整備事業(全体イメージ)

. . . P.14

【参考】社会福祉法（抜粋） P.15

1. 計画策定の趣旨

(1)重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、高齢者、障がい者、こども又は生活困窮者といった分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、これまでそれぞれの分野毎にあった事業を一体的に実施し、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を実施するものです。

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

事業	概要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	・分野や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	・分野や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援会議等を開催し、各支援機関等の役割分担を図る

※プラットフォーム：地域の福祉課題を共有・協議する場、サービスを利用する人と、提供者をつなぐ場

(2)事業の目的

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の4第2項に基づき、本市において、対象者の属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、飯塚市重層的支援体制整備事業(以下「本事業」という。)を実施します。

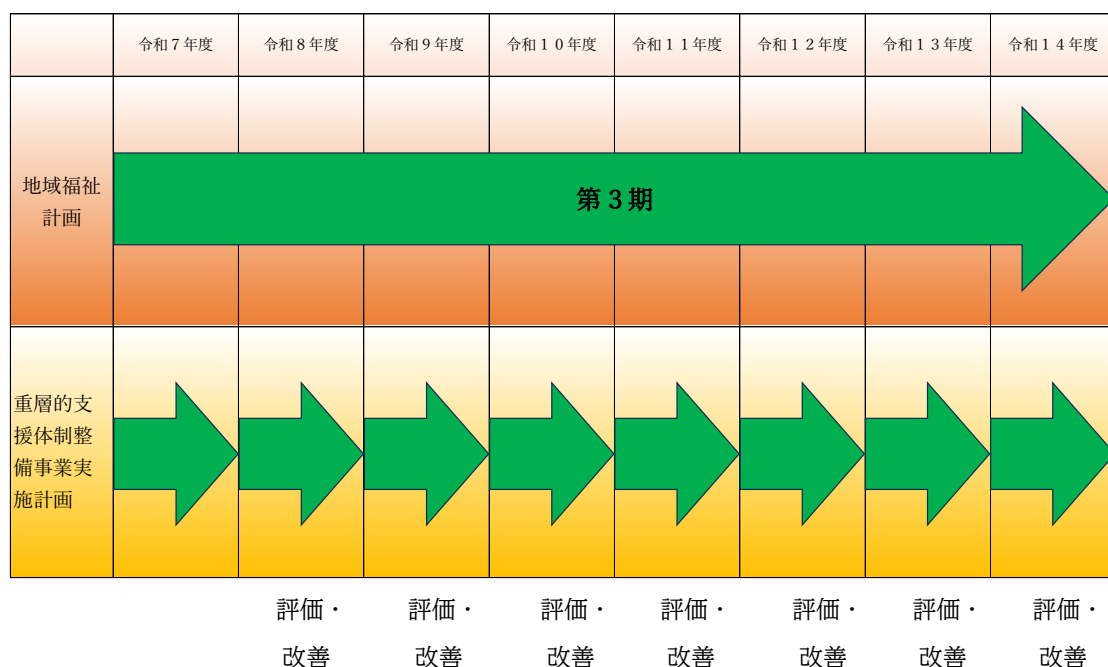
(3)地域福祉計画との関わり

第3期飯塚市地域福祉計画(令和5年度～令和14年度)では、基本目標3「つながるしくみづくり」の活動目標2「包括的な支援体制の構築」の中で、既存の枠組による支援だけでは対応が困難な制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などが見られ、そのような場合、社会的に孤立し、自ら助けを求められない状況にあることが多くあり、取り組みの方向性として「属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める、いわゆる『断らない相談支援』を実施する包括的な相談支援体制の構築」が求められており、分野横断的な課題や地域では解決できない課題を支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげるよう定めています。

このように、本事業は、第3期飯塚市地域福祉計画が掲げる基本理念の「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり ～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」と軌を一にすることから、同計画と整合性を図りながら取り組みます。

(4)計画期間

本計画の計画期間は、第3期飯塚市地域福祉計画の計画期間に合わせ、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、社会動向などの変化や関連法制度の改正又は本計画の進捗状況に応じて、第3期飯塚市地域福祉計画と整合性を図りながら、毎年、評価・改善を行います。(第3期飯塚市地域福祉計画 77ページ (1)断らない相談支援体制の構築 ●主な関連施策 ○重層的支援体制整備の検討 ○多機関協働事業の体制整備に向けた検討)



2. 飯塚市における重層的支援体制整備事業の実施体制

I 相談支援	既存事業	(1)包括的相談支援事業	
		[高齢者] 地域包括支援センター [障がい者] 飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター [こども] こども家庭センターcocosumo [生活困窮者] 飯塚市生活自立支援相談室	社会福祉 法の規定
		[こども] 少年相談センター [DV 被害者等] 男女共同参画推進センター 「サンクス」	その他
		(2)多機関協働事業	
	新規事業	(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
II 参加支援	新規事業	(4)参加支援事業	
III 地域づくり	既存事業	(5)地域づくり事業	
		[高齢者] 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 [障がい者] 地域活動支援センター機能強化事業 [こども] 地域子育て支援拠点事業	
	新規事業	[生活困窮者] 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	

(1)包括的相談支援事業

包括的相談支援事業においては、高齢者、障がい者、こども又は生活困窮者の分野ごとに行われている相談支援の各事業者が、相談者の属性(分野等)に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能となり、分野横断的に包括的な支援体制を構築することができます。

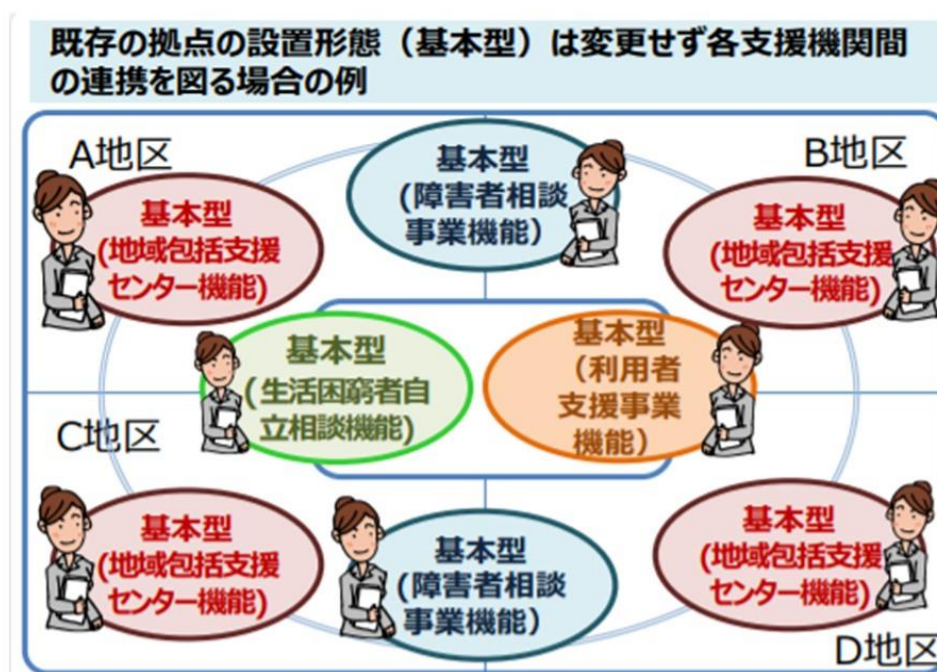
具体的には、相談者の世代又は相談内容などに関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、関係機関との連携により、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例など、解決が難しい場合は、多機関協働事業者に支援を依頼します。

主な対象分野	実施事業	実施体制
高齢者	地域包括支援センター	【支援対象者】 65歳以上の人及びその支援に携わる人等 【設置箇所数】 11 【実施内容】 高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり及び介護予防に必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上並びに福祉の推進を包括的に支援します。
障がい者	飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター	【支援対象者】 障がいのある人又はその世帯等 【設置箇所数】 1 【実施内容】 地域の障がい児・者等の相談に応じ、障がい福祉サービスの情報提供や利用支援・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整・権利擁護のために必要な支援を行います。
こども	こども家庭センター cocosumo	【支援対象者】 18歳未満のこども又はその世帯等 【設置箇所数】 1 【実施内容】 こどもの健やかな成長をサポートする場とし、18歳までのすべてのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげていきます。
こども	少年相談センター	【支援対象者】 就学児から30歳未満のこども・若者又はその世帯等 【設置箇所数】 1 【実施内容】 少年の非行を未然に防止するための必要な施策、補導活動、非行少年等の情報・資料の整備、電話・面接による相談業務、教育委員会からの不審者情報による、こどもたちの安全確保（不審者情報箇所の巡回）を行います。
DV被害者等	男女共同参画推進センター「サンクス」	【支援対象者】 DV、性暴力等の被害者又は困難な問題を抱える女性。 【設置箇所数】 1 【実施内容】

		DV、性暴力等の被害者又は困難な問題を抱える女性から相談を受けた際には、相談員が寄り添い、必要な支援が受けられるよう関係機関への紹介を行います。
生活困窮者	飯塚市生活自立支援相談室	【支援対象者】 生活に困窮している人、生活困窮に陥るおそれのある人又はその世帯等 【設置箇所数】 1 【実施内容】 生活に困窮している人やその家族からの相談を受けた際には、必要な支援が受けられるよう関係機関を紹介したり、支援プランを作成し、必要な支援を行います。

設置形態

本市における包括的相談支援事業は、既存事業の拠点の設置形態は従前から変更せず、各支援関係機関間の連携を図る「基本型」となります。従来の機能をベースとし、複雑化・複合化した生活課題を抱えた人の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎについては、本市の包括的な相談支援体制を実施することで住民の様々なニーズに対応します。



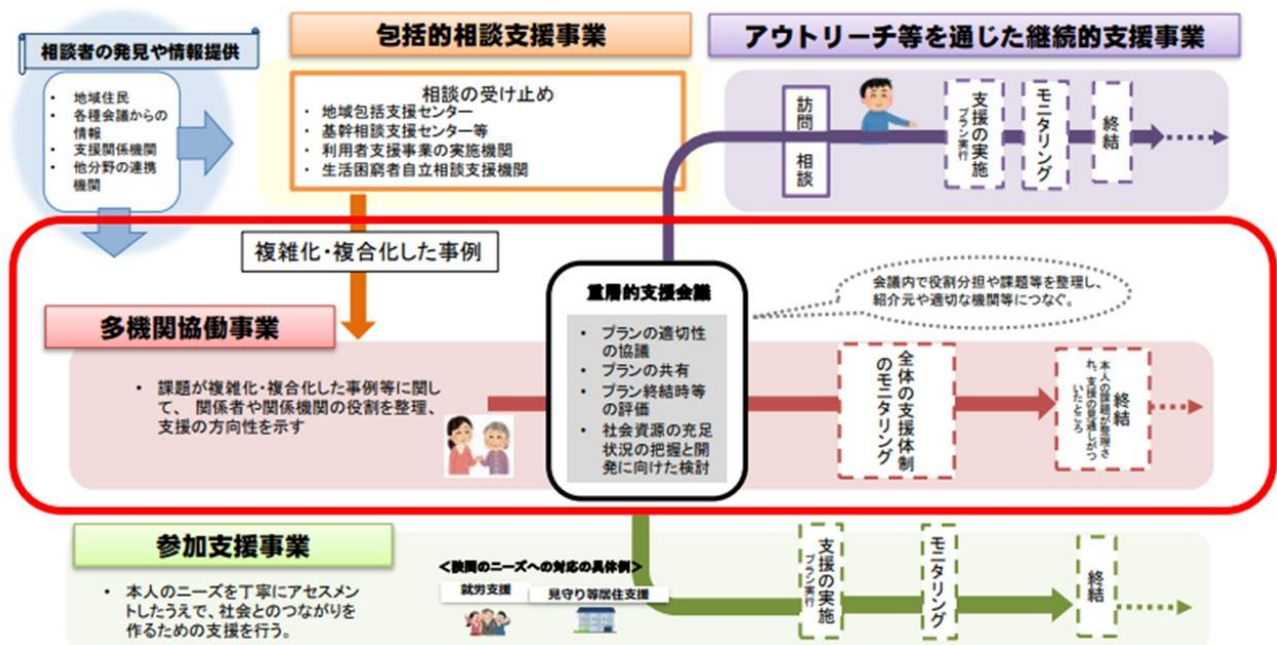
※厚生労働省資料より抜粋

(2)多機関協働事業【新規】

多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える生活課題の把握や、各支援機関間の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担います。

原則、本人から利用申込により「相談受付」を行い、紹介元の相談支援機関等からの情報に基づき「アセスメント」を実施し、その結果を踏まえて「プラン(案)」を作成します。また、「重層的支援会議」等において、支援機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランについて十分に議論し、支援を実施します。

実施事業	実施体制
多機関協働事業	【支援対象者】 複雑化・複合化した生活課題や制度の狭間にある人又はその世帯等 【実施内容】 複雑化・複合化した支援ニーズを有し、通常の連携体制では対応が困難なケースについては、「飯塚市重層的支援会議」等において生活課題における支援の方向性の整理、プランの作成及び支援関係機関の役割分担等を行います。



※厚生労働省資料より抜粋

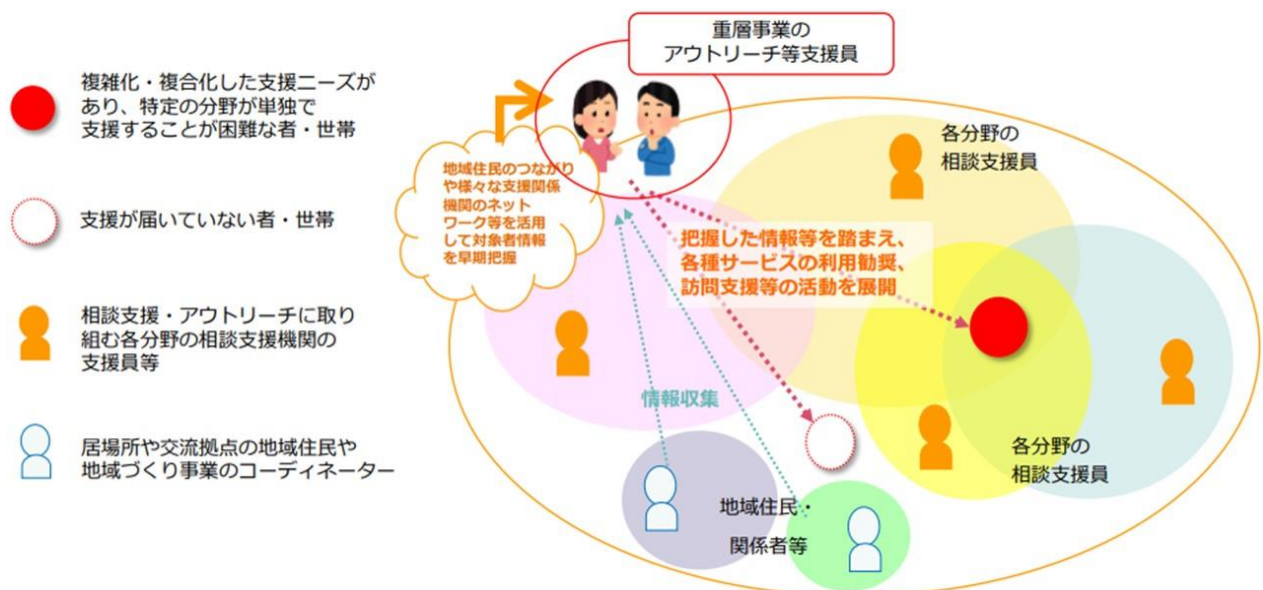
(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】

本事業は、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援です。

対象者を把握するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集します。

支援対象者に対しては、関係性を構築するための方策を検討するための「事前調整」、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」又は「同行支援」などを行います。

実施事業	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【支援対象者】 複雑化・複合化した生活課題を抱えているが、必要な支援が届いていない人又はその世帯等 【実施内容】 飯塚市重層的支援会議において検討された支援方針に基づき、実施機関が対象者へ家庭訪問等の働きかけを行い、対象者と信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。



※厚生労働省資料より抜粋

(4)参加支援事業【新規】

既存の参加支援に向けた事業では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源への働きかけや拡充を図り、本人や世帯のニーズに合った支援メニューのコーディネート及びマッチングを行います。

また、マッチングをした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、社会とのつながりづくりに向けた支援を実施します。

実施事業	実施体制
参加支援事業	【支援対象者】 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人等 【実施内容】 既存の各制度の支援では対応できない人や世帯のニーズ等に対応するため、利用者のニーズや課題などを把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などの調整を行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行います。 参加支援事業に必要な事業者等への働きかけを行い、資源の新たな組み合わせなども行いながら、新たな支援の拡充等を図ります。

(5)地域づくり事業

高齢者、障がい者、こども又は生活困窮者の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性(分野)を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、人と人、人と居場所をつなぎ合わせることで、交流・参加・学びが生まれ、広がるよう働きかけます。

また、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の活性化や発展を図ります。

実施事業	実施体制
地域介護予防活動支援事業	【支援対象者】 65 歳以上の人及びその支援に携わる人等 【設置箇所数】 1 【実施内容】 ①介護予防に関するボランティア等の人材育成 介護予防と認知症について正しい知識を持つ市民の養成を推進します。養成された介護予防ボランティアは、ご自身やご家族の介護予防を推進していただくとともに、それぞれの地域で自主的な介護予防活動を実施します。 ②介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援 地域の高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施する介護予防活動を支援します。
生活支援体制整備事業	【支援対象者】 65 歳以上の人を含む地域住民や団体 【設置箇所数】 第 1 層協議体 市内全域 1 第 2 層協議体 市内各圏域 14 【実施内容】 各地区の協議体に配置された生活支援コーディネーターが、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア又は社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。本事業においては、第 1 層及び第 2 層協議体を属性や世代など分野を問わない地域づくり・生活支援サービスの検討や施策決定の場としての地域づくり事業を推進します。
地域活動支援センター機能強化事業	【支援対象者】 地域で生活している身体・精神・知的障がいを抱える人 【設置箇所数】 1 【実施内容】 地域で生活する人が、日常生活の困りごとを相談したり、創作活動や交流活動等の機会を得たり、居場所として利用できます。
地域子育て支援拠点事業	【支援対象者】 小学校入学前の子とその保護者 【設置箇所数】 5 【実施内容】

	地域において子育て親子の交流等を行う場所として設置し、子育てについての相談、情報提供及び援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな成長を支援します。
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【新規】	【支援対象者】生活困窮者等 【設置箇所数】1 【実施内容】 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 市民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて実態把握を行います。 ②地域住民の活動支援・情報発信等 地域における市民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の市民主体の活動を活性化させるよう地域住民の活動支援や情報発信等を行います。 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 地域住民が属性や世代を問わず地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことができる「居場所」の設置を推進します。 ④行政、地域住民又は NPO 等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 地域における多様な担い手が集まり、地域の生活課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気づきを得て地域に還元できるよう地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取り組みを行います。

【重層的支援会議】

重層的支援会議は、本事業の支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものです。本市においては、多機関協働事業者が主催し、案件ごとに構成メンバーを選定、毎月1回開催することとしています。

(1) プランの適切性の協議

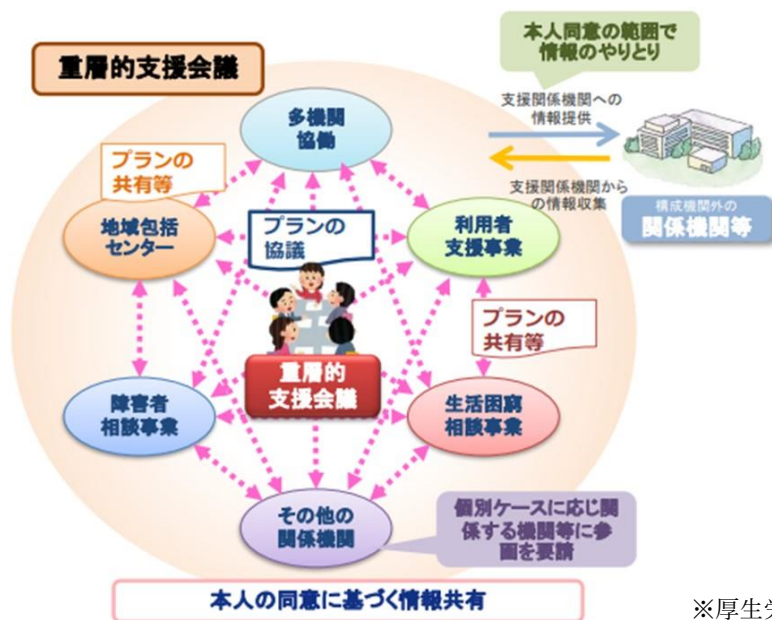
多機関協働事業者が作成したプランについて、本市と支援関係機関が参加して、協議のもとで適切性を判断します。

(2) プランの評価

多機関協働事業者が作成したプランに設定した支援期間の終期において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するか継続するか協議します。

(3) 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討します。



※厚生労働省資料より抜粋

会議名	組織体制
重層的支援会議 (月1回)	【飯塚市】 ・高齢者支援課 ・社会・障がい者福祉課 ・こども家庭課 ・生活支援課 ・その他関係課等 【多機関協働事業者】 【支援関係機関】 ・地域包括支援センター ・飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター ・こども家庭センターcocosumo ・飯塚市生活自立支援相談室 ・その他支援関係機関 等

(7)連携体制の構築

本事業は、属性・分野を問わず横断的な支援を行うものであり、高齢者、障がい者、子ども及び生活困窮者の既存制度を包括化して実施する事業です。この実施にあたり、令和5年4月から行政内部での認識の共有と方向性の確認が必要であるため、関係部署で構成した「庁内調整会議」において、実施体制の検討と連携の強化を図ってきました。令和7年4月からは、この会議を重層的支援会議へ移行させ、本事業が適切かつ円滑に実施できるよう更なる連携を図ります。

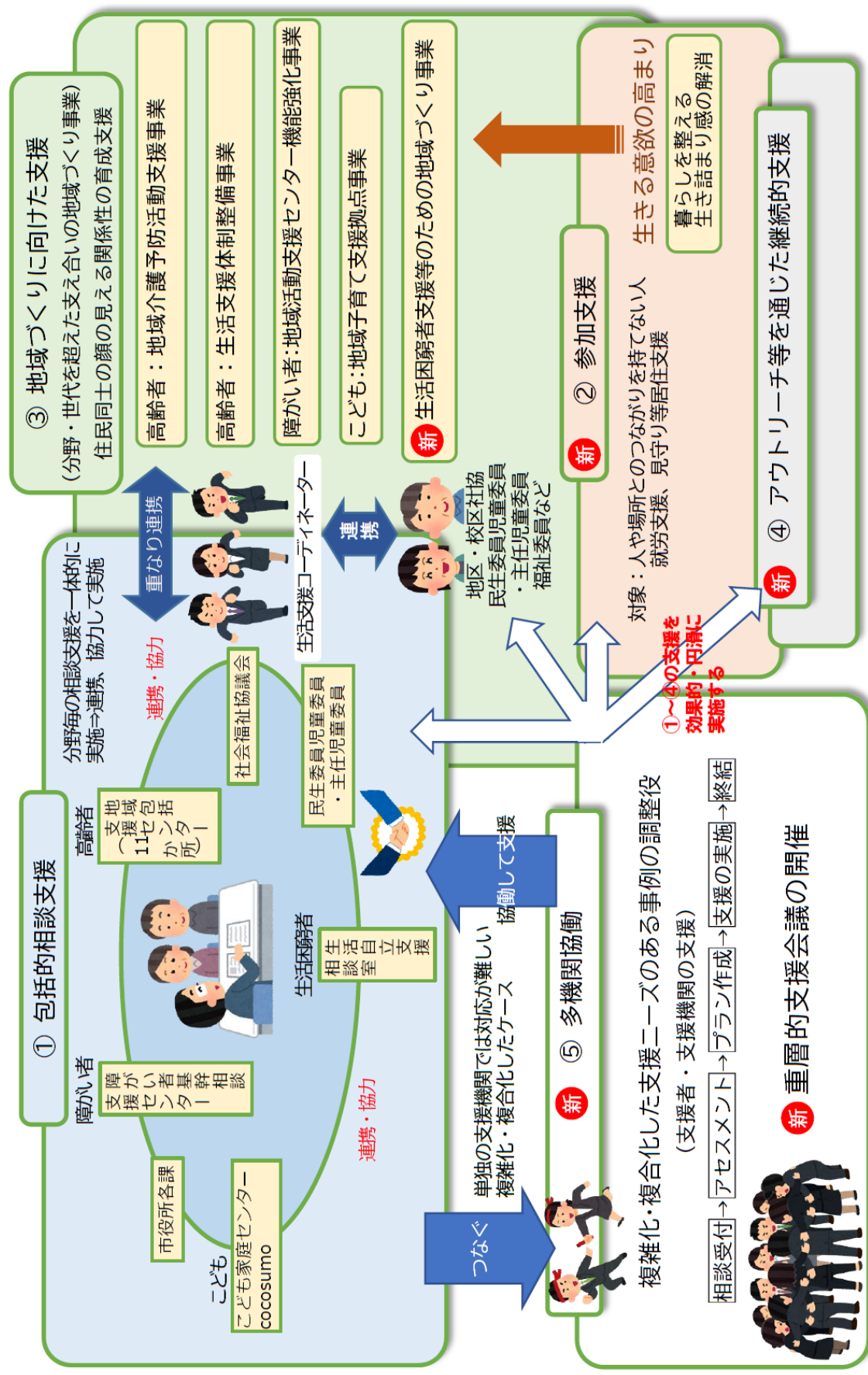
包括的相談支援機関会議

包括的相談支援機関は属性・分野を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化したケースに関しては、多機関協働事業者につなぐ役割があります。相談ケースを重層的支援会議又は支援会議へつなぐためのスクリーニング等や、地域の社会資源活用等を検討する場について「包括的相談支援機関会議」と位置づけ、相談支援機関間の連携を図ります。

会議名	組織体制
包括的相談支援機関会議 (月1回)	【包括的相談支援機関】 ・地域包括支援センター ・飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター ・こども家庭センターcocosumo ・飯塚市生活自立支援相談室 【多機関協働事業者】 【飯塚市】 ・社会・障がい者福祉課

令和7年度～飯塚市における重層的支援体制整備事業（全体イメージ）

※5つの事業を一体的に実施



【参考】社会福祉法（抜粋）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

飯塚市重層的支援体制整備事業実施計画

令和 7 年 3 月発行

[発行元]

飯塚市 福祉部 社会・障がい者福祉課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号 飯塚市役所本庁舎 1 階

電話番号：0948-22-5500(代表)/0948-96-8234(直通)

ファックス番号：0948-21-6356/メールアドレス：shakai@city.iizuka.lg.jp